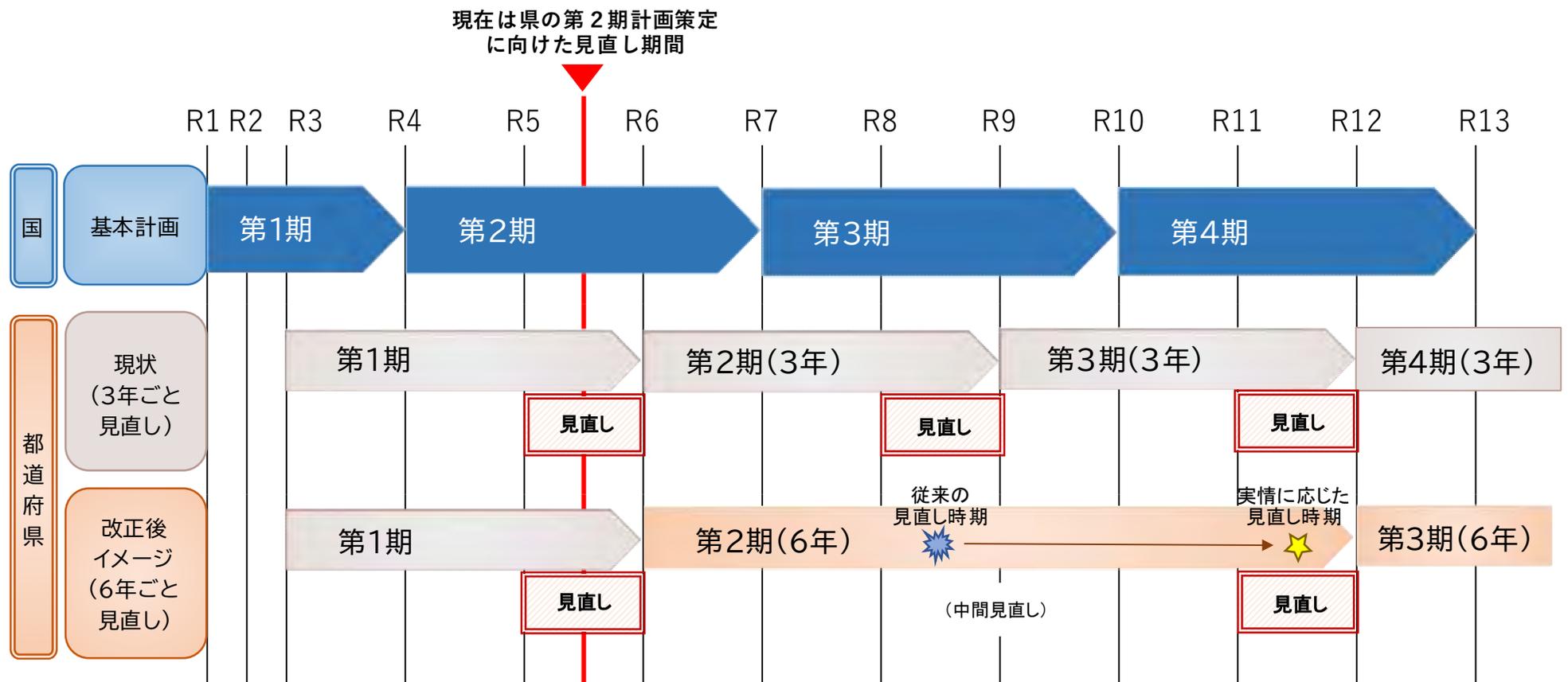


改正後の計画策定イメージ

- 現状は3年ごとの見直しだが、改正後イメージのとおり、都道府県の実情に応じた適時適切な計画策定を可能とする。

46



提案内容と効果

提案内容

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療計画と一体のものとして策定することを可能とすること。

ギャンブル等依存症対策基本法における「少なくとも三年ごと」とする記載を廃止し、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすること。

効果

内容が重複する計画を別途策定する必要がなくなる。

地方公共団体の実情に応じた適時適切な計画策定が可能となる。

本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。

見直し回数の削減により、事務負担軽減が図られる。

《参考》 ギャンブル等依存症対策推進計画の策定根拠

- **政府は**、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する**基本的な計画(以下「基本計画」という。)**を策定しなければならない。
(ギャンブル等依存症対策基本法第12条第1項)
 - **政府は**、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、**少なくとも三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。**
(ギャンブル等依存症対策基本法第12条)
 - 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
(ギャンブル等依存症対策基本法第23条)
-
- **都道府県は**、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、**当該都道府県の実情に即した**ギャンブル等依存症対策の推進に関する**計画**（以下「推進計画」という。）**を策定するよう努めなければならない**こととされている。
(ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項)
 - **都道府県は**、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、**少なくとも三年ごとに、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。**
(ギャンブル等依存症対策基本法第13条第3項)

《参考》 医療計画の策定根拠

- **厚生労働大臣は**、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針（基本方針）を定めるものとされている。

（医療法第30条の3第1項）

- **都道府県は**、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めるものとされている。

（医療法第30条の4第1項）

- 医療計画の計画期間については、居宅等における医療の確保に関する事項、医師の確保に関する事項については3年ごとに、その他の事項については6年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとされている。

（医療法第30条の6）

- 医療計画の作成にあたっては、他の法律に基づき医療の確保に関する事項を定める計画との調和が保たれるよう求められるとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならないこととされている。

（医療法第30条の4条第14項）